

別冊

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定等についての参考資料

- 資料 1 安全協定の改定 ······ 1
- 資料 2 国の原子力防災対策見直しを踏まえた「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）（H24.11.1） ······ 3
- 資料 3 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申入れについて（ご回答）（H25.3.15） ······ 4
- 資料 4 安全協定改定協議会の状況 ······ 5
- 資料 5 【補足資料】中国電力からの寄附金受け入れの経過と活用状況 · 7
- 資料 6 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定および同運営要綱の改定案（中国電力作成） ······ 8

資料 1

安全協定の改定

1 安全協定改定の概要

本県の安全協定については、実質的に立地自治体と同等であり、このことは中国電力にも文書(H25.3.15)で確認している。しかしながら、周辺も立地も事故が起きた場合被害は同じであり、協定の文言の差異について県民や県議会に疑問の声が挙がっていることから、これまで中国電力と立地と同等の協定に改定することについて交渉を続け、8回にわたり文書による申入れを行っている。

2 鳥取県と島根県の安全協定の文言の差異（括弧内が鳥取県の状況）

- ①計画等に対する事前了解（事前報告）
- ②立入調査（現地確認）
- ③立入調査後の措置要求（意見提出）
- ④核燃料物質等の輸送計画の事前連絡項目（日時・経路等の詳細情報がない。）

（1）計画等に対する事前了解（事前報告）

島根県、松江市
(計画等に対する事前了解)
第6条 丙は、発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画について事前に甲及び乙の了解を得るものとする。
2 丙は、原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。
3 丙は、原子炉の廃止に伴う廃止措置計画について法第43条の3の33第2項の認可を受けようとするとき及び重要な変更を行おうとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

鳥取県、米子市、境港市
(計画等の報告)
第6条 丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に定めるところにより報告するものとする。
(1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
(2) 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更
(3) 原子炉の廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更
2 甲、乙、丙及び丁は、前項に定める報告について相互に意見を述べることができるものとする。
(運用)
第20条
2 甲、乙、丙及び丁は、第5条第2項、第6条第2項及び第11条第3項の規定による意見があった場合並びにこの協定の運用において、甲、乙、丙又は丁のいずれかから意見があった場合は、相互に誠意をもって対応するものとする。
【運営要綱】
(計画等の報告)
第3条
4 協定第6条第1項に規定する報告は甲、乙、丙及び丁それぞれの実務担当者間において行うものとする。その報告に当たって丁は、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、同条第2項の規定による意見を述べるための検討期間を考慮し、甲、乙及び丙と協議を行った上で、相互の意見を踏まえ、適切に報告を行うものとする。

（2）立入調査（現地確認）

島根県、松江市
(立入調査)
第11条 甲及び乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丙に対し報告を求め、又は次の各号に掲げる者でその指名する者を発電所に立

鳥取県、米子市、境港市
(現地確認)
第11条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲、乙及び丙の職員を発電所に現地確認させるこ

<p>入調査させことができるものとする。</p>
(1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条 第 2 項に掲げる一般職の職員
(2) 地方公務員法第 3 条第 3 項第 1 号及び第 3 号に 掲げる特別職の職員
2 前前項の規定により立入調査を行う場合において、 周辺地域住民の健康及び生活環境に著しい影響を及ぼ したとき、又は及ぼすおそれのあるときは、甲又は乙 は、周辺地域住民の代表者を同行することができるも のとする。
3 丙は、第 1 項の立入調査に協力するものとする。
4 第 1 項の規定により立入調査を行う者及び第 2 項の 規定により立入調査に同行する者は、安全確保のため 丙の保安規定その他関係法令に従うものとする。
5 第 1 項の規定により立入調査を行う場合は、甲及び 乙は、丙に対して立入調査を行う者（第 2 項の規定に より立入調査に同行する者を含む。）の職、氏名及び調 査目的を通知するものとする。

<p>とができるものとする。</p>
2 丁は、前項の現地確認に協力するものとする。

（3）立入調査後の措置要求（意見提出）

島根県、松江市
<p>（適切な措置の要求）</p>
第 12 条 甲及び乙は、立入調査の結果、周辺地域住民の 安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認め る場合は、丙に対して直接、又は国を通じ、適切な措 置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを求める ものとする。
2 丙は、前項の求めがあったときは、誠意をもってこ れに応ずるものとする。

鳥取県、米子市、境港市
<p>（現地確認）</p>
第 11 条 (中略)
3 甲、乙、丙及び丁は、第 1 項に定める現地確認にお いて相互に意見を述べることができるものとする。
<p>（運用）</p>
第 20 条
2 甲、乙、丙及び丁は、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項 及び第 11 条第 3 項の規定による意見があつた場合並 びにこの協定の運用において、甲、乙、丙又は丁のい ずれかから意見があつた場合は、相互に誠意をもって 対応するものとする。

（4）核燃料物質等の輸送計画の事前連絡項目（日時・経路等詳細情報がない。）

島根県、松江市
<p>【運営要綱】</p>
（核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡）
第 5 条 協定第 7 条に規定する連絡は、次により行うも のとする。
(1) 丙は、甲及び乙に対し、年間輸送計画を前年度末 までに連絡するものとする。
(2) 丙は、甲及び乙に対し、輸送計画及びその輸送に 係る安全対策について、少なくとも輸送日の 30 日 前までに連絡するものとする。
(3) 丙は、関係法令に基づき輸送計画及びその輸送に 係る安全対策が確定したときは、速やかに甲及び乙 に連絡するものとする。
(4) やむを得ない事由によって、輸送計画及び安全対 策の内容に変更が生じた場合には、丙は直ちにその 内容を甲及び乙に連絡しなければならない。
2 甲及び乙は、丙から連絡のあった内容のうち、輸送 日時、経路等輸送に係る詳細な情報については、核物 質防護の観点から公表しないものとする。
3 連絡様式は、別に定めるものとする。

鳥取県、米子市、境港市
<p>【運営要綱】</p>
（核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡）
第 4 条 協定第 7 条に規定する連絡は、次により行うも のとする。
ただし、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報で、 核物質防護の観点から連絡できないものを除く。
(1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年 度末までに連絡するものとする。
(2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸 送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の 30 日前までに連絡するものとする。
2 連絡様式は、別に定めるものとする。

写

第201200118956号
平成24年11月1日

中国電力株式会社
取締役社長 荘田知英様

鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

米子市
米子市長 野坂康夫

境港市
境港市長 中村勝治

国の原子力防災対策見直しを踏まえた「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）

去る9月19日、国の原子力安全規制に関する新組織（原子力規制委員会）が発足するとともに、原子力災害対策特別措置法及び同法施行令等が改正されたことにより、既に島根原子力発電所に係る地域防災計画（原子力災害対策編）を策定していた鳥取県は、関係周辺都道府県に、米子市、境港市は関係周辺市町村に位置付けられることとなりました。

また、先に発表された原子力規制委員会（原子力規制庁）の原子力災害対策指針により、緊急時防護措置準備区域（UPZ）に鳥取県が位置付けられることになりました。

については、貴社に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の更なる安全・安心の確保のため、下記のとおり島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第19条の規定により、安全協定の改定を申し入れます。

記

- 1 安全協定を立地県・立地市並の協定となるよう改定すること。
- 2 同運営要綱第11条の規定により、実務担当者で構成される協議会を設置し、誠意ある協議を行うこと。

島原本企第4号
平成25年3月15日

鳥取県知事
平井伸治様

中国電力株式会社
取締役社長
苅田知英

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の
改定に関する申入れについて（ご回答）

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年11月1日、貴県、米子市および境港市より、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第19条の規定により、安全協定を立地県・立地市並の協定に改定するよう申入れをいただいておりますが、今後も誠意をもって協議を継続させていただきたいと考えておりますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

当社といたしましては、鳥取県民の皆様の安全の確保及び環境の保全を図るという安全協定の目的は、立地自治体と同じものであり、安全協定の運用におきましては立地自治体と貴県と同様の対応を行ってまいります。

また、原子力災害対策特別措置法におきましては、貴県が立地県と同等の権限を有していることから、当社は同法にもとづき立地県と同等の対応を行ってまいります。

当社は今後とも鳥取県民の皆様の安全・安心のため、安全協定の誠実な運用を行ってまいりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

安全協定改定協議会の状況

1 概 要

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）は、運用上は立地自治体と同様であるが、文言に差があることから、議会等から立地並みの協定に改定するよう求めがあった。（平成 24 年 10 月 12 日県議会決議）

平成 24 年 11 月 1 日、知事及び米子市長、境港市長から中国電力社長に対し、安全協定第 19 条に基づく立地自治体と同等の内容への協定改定について申入れ（文書）を行い、協定改定について 4 者の実務レベル（部長級）による協議会を開催することで同意した。

平成 24 年 11 月 20 日に第 1 回、平成 25 年 1 月 23 日に第 2 回の協議会を開催し、協定において立地自治体と文言に差がある「事前了解」「立入調査」「措置要求」「核燃料物質等の輸送計画の事前連絡項目」の 4 項目について協議を行った。

平成 25 年 3 月 15 日、中国電力から県等に対して、協定の運用においては立地自治体と同様の対応を行うと文書で回答があったことから、協定の運用上支障がないものと判断し、中国電力に改定のボールを預けた。以後、県から中国電力に対して、8 回にわたり文書による改定の申入れを行った。

平成 30 年 8 月 2 日、全員協議会で島根 3 号機の新規制基準適合性審査申請に関する事前報告について説明を行った際、県議会から協定の改定について要請があり、知事から中国電力に協定改定を文書で申入れ。3 号機だけでなく 2 号機についても協定改定が再稼働判断に影響を及ぼすことを申し添えた。

令和 3 年 9 月 15 日、中国電力から島根 2 号機の新規制基準適合性審査合格の報告を受け、知事から中国電力副社長に対して改定を具体的に進めるための協議会の再開について要請を行い、了承を得た。以後、令和 3 年度に計 4 回の改定協議会を開催し、改定について協議を行った。

2 開催実績（令和 3 年度）

回	開催日	内 容
第 1 回	令和 3 年 10 月 5 日（火）	・県・市から中国電力に対して、改定を求める 4 項目の早期改定を求めた。また、改定が長期行われなかつた理由及び「（事前了解権が）立地自治体固有の規定」とする発言について説明を求めた。
第 2 回	10 月 22 日（金）	・中国電力から、改定について「規定（文言）を見直す」との発言があつた。また、第 1 回改定協議会で説明を求めた事項への回答があつた。 ・改定が長期行われなかつた理由について、国策として原発を受け入れ、発電所に最も近いことで様々な心配をかけた立地自治体への配慮により時間を要していること、また、事前了解権が立地自治体固有の規定とする発言については、立地自治体には公有水面埋立て等の許認可や用地取得などの施設設置の手続きにおいて包括的に理解いただいた経緯があるという事情を踏まえての発言であるとの説明があつた。 ・なお、安全協定の運用において、安全上の差がないことを確認した。
第 3 回	11 月 4 日（木）	・中国電力から、4 項目のうち 2 項目（核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡、現地確認）について「協定を改定する」と回答があつた。 ・また、原子力防災財源への協力について、「一定の継続性をもつた仕組みとする方向で協議を行う」と回答があつた。
第 4 回	令和 4 年 2 月 18 日（金）	・中国電力から、未回答の 2 項目のうち「措置要求」について、文言を改定するとの回答があつた。 ・残りの「事前了解」については、これまで発電所の立地・運営に協力をいただいてきた立地自治体との経緯を踏まえ、協定の見直しへ困難であり、現行の規定の中で引き続き誠意をもつて対応すること、同社の対応を明確にするため、「当社が、鳥取県、米子市及び境港市からいただく御意見に対して、誠意をもつて対応する」ことを「計画等の報告」の規定に明記すると回答があつた。

〔出席者〕 県危機管理局長、県総務部長、米子市防災安全監、境港市防災監、中国電力

3 これまでの経緯

平成23年12月25日 安全協定締結

平成24年10月12日 県議会が「島根原子力発電所に係る中電との安全協定等の改定を求める決議」

○鳥取県議会決議〔抜粋〕(H24. 10. 12)

このような見直しと原子力防災対策の進展を受け、県においては、現在の安全協定等が原発の所在都道府県並みとなるよう改定を申し入れ、中国電力株式会社においては、これに誠意をもって応じられることを強く求め、ここに決議する。

11月 1 日 知事から中電・苅田社長へ立地自治体と同等の協定改定を直接申入れ（文書）

11月 20 日 第1回改定協議会開催

平成25年 1月 23日 第2回改定協議会開催

3月 15 日 中電・清水副社長から知事へ11月 1 日申入れについて直接回答（文書）

○島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申入れについて（ご回答）

当社いたしましては、鳥取県民の皆様の安全の確保及び環境の保全を図るという安全協定の目的は、立地自治体と同じものであり、安全協定の運用におきましては立地自治体と貴県と同様の対応を行ってまいります。

令和 3 年 10 月 5 日 令和 3 年度第 1 回改定協議会開催

10月 22 日 令和 3 年度第 2 回改定協議会開催

11月 4 日 令和 3 年度第 3 回改定協議会開催

→ 2 項目（立入調査、核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡）について「協定を改定する」と回答

令和 4 年 2 月 18 日 令和 3 年度第 4 回改定協議会開催

[参考] 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（抜粋）

第19条 この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか改定すべき事由が生じたときは、甲（鳥取県）、乙（米子市）、丙（境港市）及び丁（中国電力）は、いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第20条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。

【補足資料】中国電力からの寄附金受け入れの経過と活用状況

令和4年2月22日

1 寄附金受け入れに係る経過

日付	内 容
平成26年 10月20日	知事が中国電力を訪問し、苅田社長に国による適切な財源措置が実現するまでの原子力防災対策に係る経費負担の協力を申し入れ
平成27年 10月5日	中国電力から県の要請に応じ協力する旨の回答
12月21日	11月議会において、中国電力からの寄附金を受け入れるための「鳥取県原子力防災対策基金」に係る条例（鳥取県基金条例の一部改正）を可決
平成28年 2月	中国電力から寄附金を受け入れ（6億円）
平成29年 6月27日	原子力防災対策に係る経費について、引き続き事業者として国による適切な財源措置が実現するまでの必要な負担を行うよう中国電力へ文書で申し入れ
平成30年 1月31日	中国電力から県の要請に応じ協力する旨の回答
3月	中国電力から寄附金を受け入れ（2.6億円）
令和2年 1月16日	国による適切な財源措置が実現するまでの原子力防災対策への協力（相応の経費負担）について中国電力へ文書で申し入れ
2月5日	中国電力から県の要請に応じ協力する旨の回答
3月	中国電力から寄附金を受け入れ（3.2億円）
令和3年 9月15日	知事が中国電力芦谷副社長に、原子力防災対策経費については、現行の単発的な寄附金という形ではなく恒久的な財源の設定について要請
令和4年 2月18日	令和3年度第4回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会において、鳥取県が実施する原子力防災対策に係る経費のうち、国の財源措置が行われないものについて、一定の継続性をもった仕組みに見直し、応分の負担を考えているとの回答

2 本県の原子力防災対策経費（国の財源措置が行われないもの）

- ・令和2年度決算額 156百万円
- ・令和3年度決算見込額 161百万円

※各年度には、米子市・境港市への交付金を含む

3 これまでの寄附金の受入状況

- ・平成27年度 600百万円（主にH27年度からH29年度で執行）
 - ・平成29年度 260百万円（主にH30年度、R1年度で執行）
 - ・令和元年度 320百万円（主にR2年度、R3年度で執行）
- 計 1,180百万円

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定および同運営要綱の改定案

安全協定		安全協定運営要綱	
現行	改定案	現行	改定案
<p>鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る鳥取県民（以下「県民」という。）の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。</p> <p>甲、乙、丙及び丁は、鳥取県内を含む周辺地域住民の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。</p> <p>(安全確保等の責務)</p> <p>第1条 丁は、発電所から放出される放射性物質に対する県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るために、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設・運転・保守及び廃止（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 丁は、発電所の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るために、請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に行うとともに、原子炉施設の高経年化対策の充実を図るものとする。</p> <p>3 丁は、放射線防護上の管理を徹底するとともに、施設の改善等を積極的に行うものとする。</p> <p>4 丁は、原子力に関する安全文化醸成に向けた活動を継続的に行うものとする。</p>	<p>鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る鳥取県民（以下「県民」という。）の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。</p> <p>甲、乙、丙及び丁は、鳥取県内を含む周辺地域住民の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。</p> <p>(安全確保等の責務)</p> <p>第1条 丁は、発電所から放出される放射性物質に対する県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るために、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設・運転・保守及び廃止（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 丁は、発電所の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るために、請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に行うとともに、原子炉施設の高経年化対策の充実を図るものとする。</p> <p>3 丁は、放射線防護上の管理を徹底するとともに、施設の改善等を積極的に行うものとする。</p> <p>4 丁は、原子力に関する安全文化醸成に向けた活動を継続的に行うものとする。</p>	<p>鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「協定」という。）第20条第1項の規定に基づき、協定の施行に関する必要な細目を定める。</p>	<p>鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「協定」という。）第21条第1項の規定に基づき、協定の施行に関する必要な細目を定める。</p>
<p>(情報の公開)</p> <p>第2条 甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めるものとする。</p> <p>(放射性廃棄物の放出管理)</p> <p>第3条 丁は、発電所から放出される気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量が原子力安全委員会の定める線量目標値を確実に下回るよう、放射性廃棄物の放出を管理するものとする。</p> <p>(核燃料物質等の保管管理)</p> <p>第4条 丁は、核燃料物質、放射性固体廃棄物等の放射性物質の保管及び管理に当たっては、関係法令等に定める必要な措置を講ずるほか、更に安全確保に努めるものとする。</p> <p>2 丁は、放射性固体廃棄物の発生量の低減に努めるものとする。</p>	<p>(情報の公開)</p> <p>第2条 甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めるものとする。</p> <p>(放射性廃棄物の放出管理)</p> <p>第3条 丁は、発電所から放出される気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量が原子力安全委員会の定める線量目標値を確実に下回るよう、放射性廃棄物の放出を管理するものとする。</p> <p>(核燃料物質等の保管管理)</p> <p>第4条 丁は、核燃料物質、放射性固体廃棄物等の放射性物質の保管及び管理に当たっては、関係法令等に定める必要な措置を講ずるほか、更に安全確保に努めるものとする。</p> <p>2 丁は、放射性固体廃棄物の発生量の低減に努めるものとする。</p>	<p>(安全確保等の責務)</p> <p>第1条 協定第1条第1項に定める「関係法令等」には、法令で定める規定及び原子力規制委員会 決定の内規等を含むものとする。（以下同じ。）</p> <p>2 協定第1条第2項に定める「品質保証活動」とは、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111)」に従って原子力発電所の品質に影響を与える活動を管理（計画、実施、評価及び改善をいう。）することをいう。</p> <p>3 協定第1条第2項に定める「高経年化対策」とは、安全第一を旨として、原子力発電施設の一定の安全水準を確保するため、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力発電施設の長期供用に伴う経年劣化の特徴を把握して、これに的確に対応した保守管理を行うことをいう。</p> <p>4 丁は、協定第1条第4項の活動を行うに当たり、丁が開催する「原子力安全文化有識者会議」により得られた有識者からの提言を踏まえるものとする。</p>	<p>(安全確保等の責務)</p> <p>第1条 協定第1条第1項に定める「関係法令等」には、法令で定める規定及び原子力規制委員会 決定の内規等を含むものとする。（以下同じ。）</p> <p>2 協定第1条第2項に定める「品質保証活動」とは、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111)」に従って原子力発電所の品質に影響を与える活動を管理（計画、実施、評価及び改善をいう。）することをいう。</p> <p>3 協定第1条第2項に定める「高経年化対策」とは、安全第一を旨として、原子力発電施設の一定の安全水準を確保するため、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力発電施設の長期供用に伴う経年劣化の特徴を把握して、これに的確に対応した保守管理を行うことをいう。</p> <p>4 丁は、協定第1条第4項の活動を行うに当たり、丁が開催する「原子力安全文化有識者会議」により得られた有識者からの提言を踏まえるものとする。</p>

<p>(環境放射線等の測定)</p> <p>第5条 甲、乙、丙及び丁は、発電所に隣接する鳥取県内の環境放射線に関する測定を行うものとし、この測定は、甲が定める計画に基づくものとする。</p> <p>2 乙、丙及び丁は、前項による計画の策定又は変更について意見を述べることができるものとする。</p> <p>3 甲、乙及び丙は、必要と認めた場合は、丁が行う測定について、甲、乙及び丙の職員を立ち会わせができるものとする。</p> <p>4 甲は、測定結果を公表するものとする。</p>	<p>(環境放射線等の測定)</p> <p>第5条 甲、乙、丙及び丁は、発電所に隣接する鳥取県内の環境放射線に関する測定を行うものとし、この測定は、甲が定める計画に基づくものとする。</p> <p>2 乙、丙及び丁は、前項による計画の策定又は変更について意見を述べることができるものとする。</p> <p><u>3 甲は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。</u></p> <p><u>4 甲、乙及び丙は、必要と認めた場合は、丁が行う測定について、甲、乙及び丙の職員を立ち会わせができるものとする。</u></p> <p><u>5 甲は、測定結果を公表するものとする。</u></p>		
<p>【① 計画等の報告】</p> <p>(計画等の報告)</p> <p>第6条 丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に定めるところにより報告するものとする。</p> <p>(1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画</p> <p>(2) 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）第43条の3の8の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更</p> <p>(3) 原子炉の廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更</p> <p>2 甲、乙、丙及び丁は、前項に定める報告について相互に意見を述べることができるものとする。</p>	<p>(計画等の事前報告)</p> <p>第6条 丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に定めるところにより報告するものとする。</p> <p>(1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画</p> <p>(2) 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）第43条の3の8の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更</p> <p>(3) 原子炉の廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更</p> <p>2 甲、乙、丙及び丁は、前項に定める報告について相互に意見を述べることができるものとする。</p> <p><u>3 丁は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。</u></p>	<p>(計画等の報告)</p> <p>第3条 協定第6条第1項第2号に規定する「重要な変更」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）第43条の3の8の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。</p> <p>2 協定第6条第1項第3号に規定する「重要な変更」とは、次の各号について法第43条の3の33第3項の規定に基づき準用する法第12条の6第3項の認可を受けようとする場合をいう。</p> <p>(1) 原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たっての計画変更</p> <p>(2) 前号以外の計画変更にあっては、県民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがある計画変更</p> <p>3 第1項ただし書及び前項第2号に該当するか否かについては、事前に甲、乙、丙及び丁が<u>相互に合意</u>するものとする。なお、第1項ただし書及び前項第2号における県民の安全確保等への影響とは、法第43条の3の8第4項の変更及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第118条第1項に規定する軽微な変更以外のものであって、災害の防止上支障が生じた場合の影響が発電所敷地外へ及ぶおそれのあるものをいう。</p> <p>4 協定第6条第1項に規定する報告は甲、乙、丙及び丁それぞれの実務担当者間において行うものとする。その報告に当たって丁は、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、同条第2項の規定による意見を述べるための検討期間を考慮し、<u>甲、乙及び丙と協議を行った上で、相互の意見を踏まえ、適切に報告を行うものとする。</u></p>	<p>(計画等の事前報告)</p> <p>第3条 協定第6条第1項第2号に規定する「重要な変更」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）第43条の3の8の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。</p> <p>2 協定第6条第1項第3号に規定する「重要な変更」とは、次の各号について法第43条の3の33第3項の規定に基づき準用する法第12条の6第3項の認可を受けようとする場合をいう。</p> <p>(1) 原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たっての計画変更</p> <p>(2) 前号以外の計画変更にあっては、県民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがある計画変更</p> <p>3 第1項ただし書及び前項第2号に該当するか否かについては、事前に甲、乙、丙及び丁が<u>協議</u>するものとする。なお、第1項ただし書及び前項第2号における県民の安全確保等への影響とは、法第43条の3の8第4項の変更及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第118条第1項に規定する軽微な変更以外のものであって、災害の防止上支障が生じた場合の影響が発電所敷地外へ及ぶおそれのあるものをいう。</p> <p>4 協定第6条第1項に規定する報告は甲、乙、丙及び丁それぞれの実務担当者間において行うものとする。その報告に当たって丁は、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、同条第2項の規定による意見を述べるための検討期間を考慮し、適切に報告を行うものとする。</p>
<p>【②核燃料物質等の輸送計画】</p> <p>(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)</p> <p>第7条 丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。</p>	<p>【②核燃料物質等の輸送計画】</p> <p>(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)</p> <p>第7条 丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。</p>	<p>(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)</p> <p>第4条 協定第7条に規定する連絡は、次により行うものとする。 <u>ただし、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報で、核物質防護の観点から連絡できないものを除く。</u></p> <p>(1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。</p> <p>(2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安</p>	<p>(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)</p> <p>第4条 協定第7条に規定する連絡は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。</p> <p>(2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安</p>

		<p>全対策について、少なくとも輸送日の 30 日前までに連絡するものとする。</p> <p>2 連絡様式は、別に定めるものとする。</p>	<p>全対策について、少なくとも輸送日の 30 日前までに連絡するものとする</p> <p>(3) 丁は、<u>関係法令に基づき輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定したときは、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。</u></p> <p>(4) やむを得ない事由によって、<u>輸送計画及び安全対策の内容に変更が生じた場合には、丁は直ちにその内容を甲、乙及び丙に連絡しなければならない。</u></p> <p>2 甲、乙及び丙は、丁から連絡のあった内容のうち、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報については、<u>核物質防護の観点から公表しないものとする。</u></p> <p>3 連絡様式は、別に定めるものとする。</p>
<p>(平常時における連絡)</p> <p>第8条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。</p> <p>(1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画</p> <p>(2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況 並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況</p> <p>(3) 放射性廃棄物の放出及び管理状況</p> <p>(4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果</p> <p>(5) 環境放射線の測定結果</p> <p>(6) 温排水等の調査結果</p> <p>(7) 品質保証活動の実施状況</p> <p>(8) 高経年化対策の計画及び実施状況</p> <p>(9) その他必要と認められる事項</p> <p>2 丁は、発電出力などの発電所情報を甲が設置する環境放射線情報システムへ常時提供するものとする。</p>	<p>(平常時における連絡)</p> <p>第8条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。</p> <p>(1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画</p> <p>(2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況 並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況</p> <p>(3) 放射性廃棄物の放出及び管理状況</p> <p>(4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果</p> <p>(5) 環境放射線の測定結果</p> <p>(6) 温排水等の調査結果</p> <p>(7) 品質保証活動の実施状況</p> <p>(8) 高経年化対策の計画及び実施状況</p> <p>(9) その他必要と認められる事項</p> <p>2 丁は、発電出力などの発電所情報を甲が設置する環境放射線情報システムへ常時提供するものとする。</p>	<p>(平常時における連絡)</p> <p>第5条 協定第8条第1項に規定する連絡は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画</p> <p>①原子力発電所建設計画（その都度）</p> <p>②原子炉設置変更許可申請（その都度）</p> <p>③原子炉設置変更許可（その都度）</p> <p>④建設工事計画（毎年度当初）</p> <p>⑤建設工事の進捗状況（毎月）</p> <p>⑥廃止措置計画認可申請（その都度）</p> <p>⑦廃止措置計画認可（その都度）</p> <p>⑧廃止措置計画変更認可申請（その都度）</p> <p>⑨廃止措置計画変更認可（その都度）</p> <p>⑩廃止措置計画の変更届（その都度）</p> <p>(2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況</p> <p>①発電所の運転計画（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（前年度末）</p> <p>②発電所の運転実績（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（毎年度当初）</p> <p>③発電所の運転状況（毎月）</p> <p>④計画運転停止の計画（その都度）</p> <p>⑤計画運転停止の実績（その都度）</p> <p>⑥冷却水取放水量の変更（その都度）</p> <p>⑦廃止措置実施計画（前年度末）</p> <p>⑧廃止措置実績（毎年度当初）</p> <p>⑨廃止措置状況（毎月）</p> <p>(3) 放射性廃棄物及び使用済燃料の管理状況</p> <p>①放射性廃棄物及び使用済燃料の管理状況（毎月）</p> <p>(4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果</p> <p>①定期検査の計画（その都度）</p>	<p>(平常時における連絡)</p> <p>第5条 協定第8条第1項に規定する連絡は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画</p> <p>①原子力発電所建設計画（その都度）</p> <p>②原子炉設置変更許可申請（その都度）</p> <p>③原子炉設置変更許可（その都度）</p> <p>④建設工事計画（毎年度当初）</p> <p>⑤建設工事の進捗状況（毎月）</p> <p>⑥廃止措置計画認可申請（その都度）</p> <p>⑦廃止措置計画認可（その都度）</p> <p>⑧廃止措置計画変更認可申請（その都度）</p> <p>⑨廃止措置計画変更認可（その都度）</p> <p>⑩廃止措置計画の変更届（その都度）</p> <p>(2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況</p> <p>①発電所の運転計画（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（前年度末）</p> <p>②発電所の運転実績（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（毎年度当初）</p> <p>③発電所の運転状況（毎月）</p> <p>④計画運転停止の計画（その都度）</p> <p>⑤計画運転停止の実績（その都度）</p> <p>⑥冷却水取放水量の変更（その都度）</p> <p>⑦廃止措置実施計画（前年度末）</p> <p>⑧廃止措置実績（毎年度当初）</p> <p>⑨廃止措置状況（毎月）</p> <p>(3) 放射性廃棄物、使用済燃料及びクリアランス対象物の管理状況</p> <p>①放射性廃棄物、使用済燃料及びクリアランス対象物の管理状況（毎月）</p> <p>②クリアランス対象物に係る認可申請及び認可（その都度）</p> <p>(4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果</p> <p>①定期検査の計画（その都度）</p>

	<p>②定期検査の実施状況（毎週） ③定期検査の結果（その都度）</p> <p>(5) 環境放射線の測定結果 ①敷地境界モニタリングポストの測定結果（毎月） ②環境放射線の測定結果（積算線量、環境試料）（毎四半期）</p> <p>(6) 温排水等の調査結果 ①取放水の水温（毎月） ②沿岸定点の水温（毎月） ③格子状定線の水温（毎四半期）</p> <p>(7) 品質保証活動の実施状況 ①品質保証活動の実施状況（半年毎）</p> <p>(8) 高経年化対策の計画及び実施状況 ①高経年化に関する長期保守管理方針（その都度） ②高経年化に関する保全計画の実施状況（その都度）</p> <p>(9) その他必要と認められる事項 ①島根原子力情報伝送システムの伝送計画（毎月） ②島根原子力情報伝送システムの伝送実績（毎月） ③放射線業務従事者の線量管理状況（半年毎） ④規定類の変更（保安規定、原子力事業者防災計画）（その都度） ⑤原子炉施設の用途廃止（その都度） ⑥地震発生時の発電所の状況（速報、対応結果）（その都度） ⑦新燃料の輸送実績（その都度） ⑧使用済燃料の輸送実績（その都度） ⑨低レベル放射性廃棄物の輸送実績（その都度） ⑩定期安全レビュー報告書（その都度） ⑪電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第44条第2項の規定により松江労働基準監督署長に報告した事項（その都度） ⑫その他甲、乙及び丙が必要と認める事項（ただし、丁と協議するものとする。）</p> <p>2 連絡様式は、別に定めるものとする。</p> <p>3 協定第8条第2項に規定する発電所情報（リアルタイム）は、次のとおりとし準備が整い次第運用を開始する。 ①各号機の発電出力 ②各号機の排気筒モニタ値 ③各号機の放水路水モニタ値 ④敷地境界モニタリングポスト値 ⑤風向及び風速</p>	<p>②定期検査の実施状況（毎週） ③定期検査の結果（その都度）</p> <p>(5) 環境放射線の測定結果 ①敷地境界モニタリングポストの測定結果（毎月） ②環境放射線の測定結果（積算線量、環境試料）（毎四半期）</p> <p>(6) 温排水等の調査結果 ①取放水の水温（毎月） ②沿岸定点の水温（毎月） ③格子状定線の水温（毎四半期）</p> <p>(7) 品質保証活動の実施状況 ①品質保証活動の実施状況（半年毎）</p> <p>(8) 高経年化対策の計画及び実施状況 ①高経年化に関する長期保守管理方針（その都度） ②高経年化に関する保全計画の実施状況（その都度）</p> <p>(9) その他必要と認められる事項 ①島根原子力情報伝送システムの伝送計画（毎月） ②島根原子力情報伝送システムの伝送実績（毎月） ③放射線業務従事者の線量管理状況（半年毎） ④規定類の変更（保安規定、原子力事業者防災計画）（その都度） ⑤原子炉施設の用途廃止（その都度） ⑥地震発生時の発電所の状況（速報、対応結果）（その都度） ⑦新燃料の輸送実績（その都度） ⑧使用済燃料の輸送実績（その都度） ⑨低レベル放射性廃棄物の輸送実績（その都度） ⑩定期安全レビュー報告書（その都度） ⑪電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第44条第2項の規定により松江労働基準監督署長に報告した事項（その都度） ⑫その他甲、乙及び丙が必要と認める事項（ただし、丁と協議するものとする。）</p> <p>2 連絡様式は、別に定めるものとする。</p> <p>3 協定第8条第2項に規定する発電所情報（リアルタイム）は、次のとおりとする。 ①各号機の発電出力 ②各号機の排気筒モニタ値 ③各号機の放水路水モニタ値 ④敷地境界モニタリングポスト値 ⑤風向及び風速</p>	<p>②定期検査の実施状況（毎週） ③定期検査の結果（その都度）</p> <p>(5) 環境放射線の測定結果 ①敷地境界モニタリングポストの測定結果（毎月） ②環境放射線の測定結果（積算線量、環境試料）（毎四半期）</p> <p>(6) 温排水等の調査結果 ①取放水の水温（毎月） ②沿岸定点の水温（毎月） ③格子状定線の水温（毎四半期）</p> <p>(7) 品質保証活動の実施状況 ①品質保証活動の実施状況（半年毎）</p> <p>(8) 高経年化対策の計画及び実施状況 ①高経年化に関する長期保守管理方針（その都度） ②高経年化に関する保全計画の実施状況（その都度）</p> <p>(9) その他必要と認められる事項 ①島根原子力情報伝送システムの伝送計画（毎月） ②島根原子力情報伝送システムの伝送実績（毎月） ③放射線業務従事者の線量管理状況（半年毎） ④規定類の変更（保安規定、原子力事業者防災計画）（その都度） ⑤原子炉施設の用途廃止（その都度） ⑥地震発生時の発電所の状況（速報、対応結果）（その都度） ⑦新燃料の輸送実績（その都度） ⑧使用済燃料の輸送実績（その都度） ⑨低レベル放射性廃棄物の輸送実績（その都度） ⑩定期安全レビュー報告書（その都度） ⑪電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第44条第2項の規定により松江労働基準監督署長に報告した事項（その都度） ⑫その他甲、乙及び丙が必要と認める事項（ただし、丁と協議するものとする。）</p> <p>2 連絡様式は、別に定めるものとする。</p> <p>3 協定第8条第2項に規定する発電所情報（リアルタイム）は、次のとおりとする。 ①各号機の発電出力 ②各号機の排気筒モニタ値 ③各号機の放水路水モニタ値 ④敷地境界モニタリングポスト値 ⑤風向及び風速</p>
<p>（保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡）</p> <p>第9条 丁は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限及び施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。</p>	<p>（保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡）</p> <p>第9条 丁は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限及び施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。</p>	<p>（保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡）</p> <p>第6条 協定第9条に規定する事項が、協定第10条に規定する事項に該当する場合、又は該当する事態になった場合は、協定第10条の規定を適用するものとする。</p>	<p>（保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡）</p> <p>第6条 協定第9条に規定する事項が、協定第10条に規定する事項に該当する場合、又は該当する事態になった場合は、協定第10条の規定を適用するものとする。</p>
（異常時における連絡）	（異常時における連絡）	（異常時における連絡）	（異常時における連絡）

<p>第10条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について発生時に連絡するものとする。</p> <p>(1) 原子炉施設の故障関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉施設の故障があったとき。 ② 安全関係設備について、その機能に支障を生じる不調を発見したとき。 ③ 原子炉の運転中に計画外の停止もしくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止もしくは出力変化が必要となったとき。 ④ 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ運転を停止しなければならないおそれがあるとき。 <p>(2) 放射性物質の漏えい関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。 ② 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。 <p>(3) 放射線被ばく関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。 ② 線量限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して特別の措置を行ったとき。 <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。 ② 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。 ③ 発電所敷地内において火災が発生したとき。 ④ 島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。 ⑤ 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。 ⑥ その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。 <p>2 甲、乙及び丙は、丁に対し、前項各号に定める事態が発生し、必要と認めた場合は、放射線及び温排水等の測定結果等の提出を求めることができる。</p>	<p>第10条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について発生時に連絡するものとする。</p> <p>(1) 原子炉施設の故障関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉施設の故障があったとき。 ② 安全関係設備について、その機能に支障を生じる不調を発見したとき。 ③ 原子炉の運転中に計画外の停止もしくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止もしくは出力変化が必要となったとき。 ④ 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ運転を停止しなければならないおそれがあるとき。 <p>(2) 放射性物質の漏えい関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。 ② 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。 <p>(3) 放射線被ばく関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。 ② 線量限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して特別の措置を行ったとき。 <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。 ② 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。 ③ 発電所敷地内において火災が発生したとき。 ④ 島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。 ⑤ 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。 ⑥ その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。 <p>2 甲、乙及び丙は、丁に対し、前項各号に定める事態が発生し、必要と認めた場合は、放射線及び温排水等の測定結果等の提出求めができる。</p>	<p>第7条 協定第10条第1項についての連絡は、原因の解明・処理方針の決定ができていても、事態発生後直ちに丁は、甲、乙及び丙に連絡するものとする。</p> <p>2 協定第10条第1項第1号①に規定する「原子炉施設」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第3条第1項第2号に規定する施設とする。</p> <p>また、「故障」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法(昭和39年法律第170号)に規定される故障とする。</p> <p>3 協定第10条第1項第1号②に規定する「安全関係設備」とは、別表1に掲げるものとする。なお、「その機能に支障を生じる不調」とは、当該系統の機器の故障により当該系統に要求される機能を満足できない状態をいう。</p> <p>4 協定第10条第1項第1号③に規定する「計画外の出力変化」については、原子炉の出力変化が5パーセントを超えない範囲の出力変化を除くものとする。</p> <p>5 協定第10条第1項第2号①に規定する「放射性物質」とは、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物をいう。(以下同じ。)</p> <p>6 協定第10条第1項第3号②に規定する「特別の措置」とは、電離放射線障害防止規則第44条第1項に規定する医師の診察を受けた結果、被ばくに起因する措置を行った場合をいう。</p> <p>7 協定第10条第1項第4号②に規定する「放射性物質の輸送」は、発電所を発地、着地とするものを対象とする。この場合において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の輸送については、放射能汚染を伴わない交通事故等を含むものとする。</p> <p>8 協定第10条第1項第4号⑤に規定する「通報基準値」は、別表2に掲げるものとする。ただし、計器の不調等によるものは除く。</p> <p>9 協定第10条第1項第4号⑥に規定する「国への報告義務がある事態が発生したとき」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法に基づく報告義務がある事態が発生したときをいう。</p> <p>10 協定第10条第2項に規定する「測定結果等」は、同条第1項各号の発生事態に関する資料を含むものとする。</p>	<p>第7条 協定第10条第1項についての連絡は、原因の解明・処理方針の決定ができていても、事態発生後直ちに丁は、甲、乙及び丙に連絡するものとする。</p> <p>2 協定第10条第1項第1号①に規定する「原子炉施設」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第3条第1項第2号に規定する施設とする。</p> <p>また、「故障」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法(昭和39年法律第170号)に規定される故障とする。</p> <p>3 協定第10条第1項第1号②に規定する「安全関係設備」とは、別表1に掲げるものとする。なお、「その機能に支障を生じる不調」とは、当該系統の機器の故障により当該系統に要求される機能を満足できない状態をいう。</p> <p>4 協定第10条第1項第1号③に規定する「計画外の出力変化」については、原子炉の出力変化が5パーセントを超えない範囲の出力変化を除くものとする。</p> <p>5 協定第10条第1項第2号①に規定する「放射性物質」とは、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物をいう。(以下同じ。)</p> <p>6 協定第10条第1項第3号②に規定する「特別の措置」とは、電離放射線障害防止規則第44条第1項に規定する医師の診察を受けた結果、被ばくに起因する措置を行った場合をいう。</p> <p>7 協定第10条第1項第4号②に規定する「放射性物質の輸送」は、発電所を発地、着地とするものを対象とする。この場合において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の輸送については、放射能汚染を伴わない交通事故等を含むものとする。</p> <p>8 協定第10条第1項第4号⑤に規定する「通報基準値」は、別表2に掲げるものとする。ただし、計器の不調等によるものは除く。</p> <p>9 協定第10条第1項第4号⑥に規定する「国への報告義務がある事態が発生したとき」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法に基づく報告義務がある事態が発生したときをいう。</p> <p>10 協定第10条第2項に規定する「測定結果等」は、同条第1項各号の発生事態に関する資料を含むものとする。</p>
<p>【③ 立入調査】 (現地確認)</p> <p>第11条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲、乙及び丙の職員を発電所に現地確認させることができるものとする。</p> <p>2 丁は、前項の現地確認に協力するものとする。</p>	<p>(立入調査)</p> <p>第11条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲は、甲の職員を発電所に立入調査させることができるものとする。</p> <p>2 丁は、前項の立入調査に協力するものとする。</p> <p>3 第1項の規定により立入調査を行う者は、安全確保のため丁の保安規定その他関係法令に従うものとする。</p> <p>4 第1項の規定により立入調査を行う場合は、甲は、丁に対して立入調査を行う者の職、氏名及び調査目的を通知するものとする。</p>	<p>(立入調査)</p> <p>第8条 協定第11条第1項の「甲の職員」には、鳥取県原子力安全顧問が含まれる。</p> <p>2 乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙及び丙の職員を発電所に立ち入らせて確認させ、意見を述べることができるものとする。</p> <p>3 丁は、前項の規定による意見があつた場合は、誠意をもって対応するものとする。</p>	<p>(適切な措置の要求)</p>
<p>【④ 措置要求】</p>	<p>(適切な措置の要求)</p>		<p>(適切な措置の要求)</p>

<p>3 甲、乙、丙及び丁は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べることができるものとする。</p>	<p>第12条 甲は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、乙及び丙の意見を聴取し、丁に対して直接、又は国を通じ、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを求めるものとする。 2 丁は、前項の求めがあったときは、誠意をもって対応するものとする。</p>		<p>第9条 丁は、協定第12条第1項の規定による措置を求められた場合には、速やかに処置方針を回答するものとする。 2 甲は、前項の処置方針に意見がある場合には、直ちに甲及び丁において協議し、丁は適切な措置を講ずるものとする。</p>
<p>(教育訓練) 第12条 丁は、発電所の運転等に当たっては、人に起因する事故等の防止等の安全管理に資するため、社員に対する教育訓練の徹底を図るものとする。 2 丁は、発電所の運転等に関する業務の一部を他に委託するときは、受託者に対して安全管理上の教育訓練の徹底を指導するとともに、受託者が行う教育訓練に対し、十分な指導監督を行うものとする。</p>	<p>(教育訓練) 第13条 丁は、発電所の運転等に当たっては、人に起因する事故等の防止等の安全管理に資するため、社員に対する教育訓練の徹底を図るものとする。 2 丁は、発電所の運転等に関する業務の一部を他に委託するときは、受託者に対して安全管理上の教育訓練の徹底を指導するとともに、受託者が行う教育訓練に対し、十分な指導監督を行うものとする。</p>		
<p>(防災対策) 第13条 丁は、原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項に基づき策定した計画）に定める防災対策の充実強化を図るとともに、甲、乙及び丙が実施する地域の原子力防災対策に積極的に協力するものとする。</p>	<p>(防災対策) 第14条 丁は、原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項に基づき策定した計画）に定める防災対策の充実強化を図るとともに、甲、乙及び丙が実施する地域の原子力防災対策に積極的に協力するものとする。</p>		
<p>(公衆への広報) 第14条 丁が発電所の異常な事態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲、乙及び丙に対して事前に連絡するものとする。</p>	<p>(公衆への広報) 第15条 丁が発電所の異常な事態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲、乙及び丙に対して事前に連絡するものとする。</p>	<p>(公衆への広報) 第8条 丁は、原子力の安全確保等について、県民への広報を積極的に行うものとする。</p>	<p>(公衆への広報) 第10条 丁は、原子力の安全確保等について、県民への広報を積極的に行うものとする。</p>
<p>(連絡の方法) 第15条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。 (1) 第7条及び第8条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。 (2) 第9条、第10条及び前条に掲げる事項については、速やかに電話及びファクシミリ装置で連絡した後、文書をもって連絡するものとする。</p>	<p>(連絡の方法) 第16条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。 (1) 第6条、第7条及び第8条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。 (2) 第9条、第10条及び前条に掲げる事項については、速やかに電話及びファクシミリ装置で連絡した後、文書をもって連絡するものとする。</p>	<p>(連絡の方法) 第9条 協定第15条各号に定める文書による連絡は、丁が電子メール等による甲、乙及び丙への文書送信を行った後、郵送により行うものとする。</p>	<p>(連絡の方法) 第11条 協定第16条各号に定める文書による連絡は、丁が電子メール等による甲、乙及び丙への文書送信を行った後、郵送により行うものとする。</p>
<p>(連絡責任者) 第16条 甲、乙、丙及び丁は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。</p>	<p>(連絡責任者) 第17条 甲、乙、丙及び丁は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。</p>		
<p>(損害の補償) 第17条 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもって補償に当たるものとする。 2 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、丁は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずるものとする。</p>	<p>(損害の補償) 第18条 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもって補償に当たるものとする。 2 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、丁は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずるものとする。</p>	<p>(損害の補償) 第10条 協定第17条第1項に規定している損害は、放射線の作用等による人的又は物的損害等の直接損害をいう。この損害には自然環境への影響も含まれるものとし、原状回復措置費用についても補償対象とする。 2 協定第17条第2項の規定によって解決できない場合において、当事者から処理の申し出があったときは、甲、乙及び丙は、当事者間の合意に向け調整するものとする。 3 補償の実施に当たり、補償額の決定に長期間を要すると判断されるときは、丁は国等の関係機関と調整の上、仮払い等の措置を講ずるものとする。</p>	<p>(損害の補償) 第12条 協定第18条第1項に規定している損害は、放射線の作用等による人的又は物的損害等の直接損害をいう。この損害には自然環境への影響も含まれるものとし、原状回復措置費用についても補償対象とする。 2 協定第18条第2項の規定によって解決できない場合において、当事者から処理の申し出があったときは、甲、乙及び丙は、当事者間の合意に向け調整するものとする。 3 補償の実施に当たり、補償額の決定に長期間を要すると判断されるときは、丁は国等の関係機関と調整の上、仮払い等の措置を講ずるものとする。</p>

(諸調査への協力) 第18条 丁は、甲、乙又は丙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。	(諸調査への協力) 第19条 丁は、甲、乙又は丙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。		
(協定の改定) 第19条 この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか 改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は、いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議するものとする。	(協定の改定) 第20条 この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか 改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は、いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議するものとする。	(協定の改定) 第11条 甲、乙、丙又は丁のいずれかから協定第19条の規定による改定の申し出があったときは、必要に応じ、甲、乙、丙及び丁の実務担当者で構成される協議会を開催するものとする。	(協定の改定) 第13条 甲、乙、丙又は丁のいずれかから協定第20条の規定による改定の申し出があったときは、必要に応じ、甲、乙、丙及び丁の実務担当者で構成される協議会を開催するものとする。
【5 運用、その他】 (運用) 第20条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。 2 甲、乙、丙及び丁は、第5条第2項、第6条第2項及び第11条第3項の規定による意見があつた場合並びにこの協定の運用において、甲、乙、丙又は丁のいづれかから意見があつた場合は、相互に誠意をもって対応するものとする。 3 甲、乙及び丙は、第8条第1項、第9条又は第10条についての連絡又は提出を受けたときは、必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡するものとする。	(運用) 第21条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。 2 丁は、この協定の運用において、甲、乙、及び丙から意見があつた場合は、誠意をもって対応するものとする。 3 甲、乙及び丙は、第8条第1項、第9条又は第10条についての連絡又は提出を受けたときは、必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡するものとする。	(運用) 第12条 甲、乙及び丙は、協定第10条第2項の情報を関係自治体や防災関係機関へ連絡する場合において、丁が必要があると認めるとときは、その内容についてあらかじめ丁に確認するものとする。	(運用) 第14条 甲、乙及び丙は、協定第10条第2項の情報を関係自治体や防災関係機関へ連絡する場合において、丁が必要があると認めるとときは、その内容についてあらかじめ丁に確認するものとする。
(その他) 第21条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。	(その他) 第22条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。	(その他) 第13条 この要綱に定めた事項について、疑義を生じたとき、又はこの要綱に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。	(その他) 第15条 この要綱に定めた事項について、疑義を生じたとき、又はこの要綱に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。
【6 締結者】 平成23年12月25日 平成27年12月22日（一部改定）	平成23年12月25日 平成27年12月22日（一部改定） <u>令和〇年〇月〇日（一部改定）</u>	平成23年12月25日 平成27年12月22日（一部改定）	平成23年12月25日 平成27年12月22日（一部改定） <u>令和〇年〇月〇日（一部改定）</u>
甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県 鳥取県知事 平井伸治	甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県 鳥取県知事 平井伸治	甲 鳥取県 鳥取県知事 平井伸治	甲 鳥取県 鳥取県知事 平井伸治
乙 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市 米子市長 野坂康夫	乙 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市 米子市長 <u>伊木隆司</u>	乙 米子市 米子市長 野坂康夫	乙 米子市 米子市長 <u>伊木隆司</u>
丙 鳥取県境港市上道町3000番地 境港市 境港市長 中村勝治	丙 鳥取県境港市上道町3000番地 境港市 境港市長 <u>伊達憲太郎</u>	丙 境港市 境港市長 中村勝治	丙 境港市 境港市長 <u>伊達憲太郎</u>
丁 広島県広島市中区小町4番33号 中国電力株式会社 取締役社長 荘田知英	丁 広島県広島市中区小町4番33号 中国電力株式会社 <u>代表取締役社長執行役員 清水希茂</u>	丁 中国電力株式会社 島根原子力発電所長 岩崎昭正	丁 中国電力株式会社 島根原子力発電所長 岩崎 晃